湘南グリーン介護老人保健施設葉山 短期入所療養介護

(介護予防短期入所療養介護) 利用約款

一部改正:令和6年4月1日

(約款の目的)

第1条 湘南グリーン介護老人保健施設葉山(以下「当施設」という。)は、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供し、一方、利用者及び利用者を保証する者(以下「身元引受人」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

- 第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護) 利用同意書を当施設に提出した時点から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
 - 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

- 第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受 人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること
 - ② 弁済をする資力を有すること
 - 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額200 万円の範囲以内で利用者と連携して支払う責任を負います。
 - 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主催者がいる場合、当施設は祭祀主催者に引き取っていただくことができます。
 - 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しく は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的 行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引 受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但 書きの場合はこの限りではありません。
 - 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用 料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支 払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅介護サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所 利用を解除・終了することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅介護サービス (介護予防サービス) 計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を滞納し、その支払を督促した にもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計 算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要とな る額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動が あった場合、上記利用料金を変更することがあります。
 - 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求 書及び明細書を、毎月5日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元 引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものと します。

なお、支払いの方法は施設窓口での現金支払い、もしくは銀行口座振り込みです。(退所日に一括精算する方法でも可)

- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 当施設のサービスを受ける利用者から保証金を預かる場合は、利用者または身元引受人より同意を得たうえで、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の所要日数相当の金額を預かることとします。

万一利用料の支払が滞った場合には、この保証金を充当し退所時に支払いの過不足を清算することとします。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供に関する

記録(診療録を含む。)を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに 応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、 利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れが ある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用 者の行動を制限する行為を行うことがあります。

この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
 - 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、 協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
 - 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護(介護予防短期入所療養 介護)での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の 専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者 及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を 講じます。
 - 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、

又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函 して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 13 条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を 賠償するものとします。
 - 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元 引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

湘南グリーン介護老人保健施設葉山のご案内 (令和6年4月1現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名 湘南グリーン介護老人保健施設葉山

·開設年月日 平成18年5月1日

・所在地 神奈川県三浦郡葉山町一色2448-1

・電話番号 046-877-5660

・FAX番号 046-876-0012

· 管理者名 武谷 克重

・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1451180009号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[湘南グリーン介護老人保健施設葉山の運営方針]

- ① 医療ケアと生活サービスを一体的に提供します。
- ② 明るく家庭的な雰囲気の中での療養生活を提供します。
- ③ 入所者の自発的な活動を促し、日常生活能力の維持、回復、自立を目指します。
- ④ 地域や家庭との結びつき、市町村などとの連携と連絡・調整、ボランティアの活動等を重視します。

(3) 施設の職員体制

(令和6年4月1日現在)

	常勤員数	非常勤員	夜勤員数	業務内容
		数		
医師	1			健康管理・医療
看護職員	2	10	1	療養上の世話・診療の補助
薬剤師		1		調剤・医薬品の供給
介護職員	12	2	2	日常生活上の世話
支援相談員				
(介護支援専門員兼	1			相談・指導
務)				
理学療法士	2	1		機能訓練
作業療法士	2	1		17交月上 17川7水
管理栄養士	1			管理栄養・給食
栄養士				栄養・給食
調理員				調理
介護支援専門員	1			介護サービス計画の作成・

(支援相談員兼務)			評価
事務職員	3	1	庶務・経理・管理
その他		3	利用者の送迎・夜間警護他

(4)入所定員等 · 定員54名

療養室 個室18室、2人室2室、4人室12室

(5) 通所定員 15名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案
- ④ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 8時00分~

昼食 12時00分~

夕食 18時00分~

- ⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理·看護
- ⑦ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ① 利用者が選定する特別な食事の提供
- ② 理美容サービス (原則月4回実施します。)
- ③ 基本時間外施設利用サービス(何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑭ 行政手続代行
- 15 その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただく ものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

· 名 称 横須賀私立市民病院

住 所 横須賀市長坂1-3-2

電話番号 046-856-3136

・名 称 湘南グリーンクリニック

住 所 横須賀市大矢部3-1-25

電話番号 046-834-8991

・名 称 鎌倉ヒロ病院

住 所 鎌倉市材木座1-7-22

電話番号 0467-24-7171

○協力歯科医療機関

・名 称 湘南グリーンクリニック

住 所 横須賀市大矢部 3 - 1 - 2 5 電話番号 046-834-8993 (歯科直通)

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいた だきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用 者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実 施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- 面会は、10時より20時まで。
- ・ 外出・外泊は、3日以前に看護職員に申し出て許可をとる。
- 飲酒・喫煙、基本的に禁止とする。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、必要に応じて可能。
- 金銭・貴重品については、基本的には持込禁止とするが、状況によっては事務室にて 管理する。
- 外泊時等の施設外での受診は、緊急やむ得ない場合を除いては禁止とする。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ペットの持ち込みは、禁止する。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、その他
- ・防災訓練 年2回(うち夜間想定 1回)

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、 宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

(1) 施設

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話046-877-5660)

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、 公衆電話横に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出い ただくこともできます。

また、葉山町役場福祉課及び神奈川県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。

苦情相談責任者 施設長 武谷 克重 事務長 髙道 晃一 苦情相談担当者 相談係 杉本 茂 百瀬 記子

(2) 葉山町

葉山町福祉部福祉課

三浦郡葉山町堀内2135

電 話 046-876-1111

受付時間 午前8:30~午後5:15

(3) 神奈川県

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係

横浜市西区楠町27-1国保会館

電 話 045-329-3447

受付時間 午前8:30~午後5:15

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)について (令和6年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

利用の申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の概要

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護者(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者・ご家族・身元引受人の希望を十分に取り入れ、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画が作成され、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 支払い方法

退所日からサービス提供月の翌月 5 日までに請求書を発行しますので、サービス提供月の翌月 15 日までに原則として窓口現金支払いまたは銀行振込(指定口座)によりお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

湘南グリーン介護老人保健施設葉山では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、 お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 入退所等の管理
 - 一会計・経理
 - -事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - -利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、 照会への回答
 - -利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - -家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - -保険事務の委託
 - -審査支払機関へのレセプトの提出
 - -審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
- 外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 利用同意書

湘南グリーン介護老人保健施設葉山を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。この同意書は2通を作成し、双方が各自1通を保有します。

	令和	Π	年	月	日	住氏	用者> 所 名 ['] 元引受人> 所		
湘南	グリーン 管理			、保健施 谷 克重		氏	名		
【請	求書・明	月細書	小り	領収書	の送付先	â]			
	・氏	名						(続柄)
Ī	・住	所							
	・電話	番号							
	急時及で 1連絡5		女発生	時の連	絡先】				
	・氏	名						(続柄)
Ī	• 住	所							
Ī	• 電話	番号					携帯電	話	
第	2連絡5	上	1						
	・氏	名						(続柄)
	• 住	所							
Ī	・電話	番号					携帯電	話	

短期入所(介護予防短期入所)料金表 (令和6年8月改正)

【1割負担】

保険内サービス利用者負担額								
介護予防短期入所療養	区分	従来型個室	多床室(2人室含む)					
がいる。 ・	要支援1	605円/日	641円/日					
月 改員 一次	要支援2	759円/日	809円/日					
	区分	従来型個室	多床室(2人室含む)					
	要介護1	787円/日	868円/日					
短期入所療養介護費 ※	要介護2	837円/日	920円/日					
短期八別療食月喪負 次	要介護3	903円/日	987円/日					
	要介護4	960円/日	1,042円/日					
	要介護5	1,015円/日	1,100円/日					
夜勤職員配置加算	*		23円/日					
個別リハビリテーション実施	运加算		251円/日					
送迎加算(片道)			193円/日					
療養食加算			9円/回					
緊急時治療管理		542円/日						
特定治療		診療報酬に準ずる						
サービス提供体制強化加算	(I)	23円/日						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	*	保険内サービス利用者負担額の 7.5%						

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。 それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

保険外サービス費								
	区分	従来型個室 多床室(2人室含						
	※第1段階	550円/日	0円/日					
居住費	※第2段階	550円/日	430円/日					
	※第3段階	1,370円/日 430						
	第4段階	1,728円/日	547円/日					
特別室料	個室	3,300円/日						
付加主料	2人部屋	1, 650F						
	※第1段階		300円/日					
食費 • 朝食 426円	※第2段階		600円/日					
昼食 795円	※第3段階 ①		1,000円/日					
・夕食 689円	※第3段階 ②		1,300円/日					
	第4段階		1,910円/日					

注) 居住費・食費の軽減(1から3段階)を受けるには、市区町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。

短期入所(介護予防短期入所)料金表 (令和6年8月改正)

【2割負担】

保険内サービス利用者負担額				
	区分	従来型個室	多床室(2人室含む)	
介護予防短期入所療養 介護費 ※	要支援1	1,210円/日	1,281円/日	
	要支援2	1,518円/日	1,618円/日	
	区分	従来型個室	多床室(2人室含む)	
	要介護1	1,574円/日	1,735円/日	
 短期入所療養介護費 ※	要介護2	1,674円/日	1,840円/日	
短期入所療養介護費 ※	要介護3	1,806円/日	1,973円/日	
	要介護4	1,919円/日	2,084円/日	
	要介護5	2,030円/日	2, 199円/日	
夜勤職員配置加算	*	50円/日		
個別リハビリテーション実施加算		502円/日		
送迎加算(片道)			385円/日	
療養食加算		17円/回		
緊急時治療管理			1,083円/日	
特定治療			診療報酬に準ずる	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	46円/日			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	*	保険内サービス利用者負担額の7.5%		

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。 それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

保険タ	 保険外サービス費 								
			区分	従来型個室 多床室(2人室含					
			※第1段階	550円/日	0円/日				
居住費	Ę		※第2段階	550円/日	430円/日				
			※第3段階	1,370円/日	430円/日				
			第4段階	1,728円/日 547円					
#\$Q1学	特別室料		個室		3,300円/日				
1 0 01 3	≟ ↑ ` †		2人部屋	1,650P					
			※第1段階		300円/日				
食費	• 朝食	426円	※第2段階	600					
	・昼食 795円		※第3段階 ①	1, 000					
• 夕食 689円		689円	※第3段階 ②		1,300円/日				
			第4段階		1,910円/日				

注) 居住費・食費の軽減(1から3段階)を受けるには、市区町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」 が必要となります。

短期入所(介護予防短期入所)料金表 (令和6年8月改正)

【3割負担】

保険内サービス利用者負担額								
○	区分	従来型個室	多床室(2人室含む)					
介護予防短期入所 療養介護費 ※	要支援1	1,815円/日	1,922円/日					
原長川	要支援2	2,276円/日	2,427円/日					
	区分	従来型個室	多床室(2人室含む)					
	要介護1	2,361円/日	2,602円/日					
 短期入所療養介護費 ※	要介護2	2,511円/日	2,759円/日					
位别人的原食 1 跨負 · 公	要介護3	2,709円/日	2,960円/日					
	要介護4	2,878円/日	3, 126円/日					
	要介護5	3,044円/日	3,298円/日					
夜勤職員配置加算	*		75円/日					
個別リハビリテーション実	施加算		753円/日					
送迎加算(片道)			577円/日					
療養食加算		1 9円/回						
緊急時治療管理		1,624円/日						
特定治療		診療報酬に準ずる						
サービス提供体制強化加算	(I) %	69円/日						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	保険内サービス利用者負担額の7.5%						

注) ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。 それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

保険り	保険外サービス費								
			区分	従来型個室 多床室(2人室含			2人室含む)		
			※第1段階	550円/日		0円/日			
居住費	も		※第2段階	550円/日			430円/日		
			※第3段階	1, 3	70円/日		430円/日		
			第4段階	1,728円/日 547円			547円/日		
# \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	特別室料		個室	3,300円/6			300円/日		
19 Di 3	EAH		2人部屋	1, 65		650円/日			
			※第1段階				300円/日		
食費	• 朝食	426円	※第2段階	60			600円/日		
	昼食 795円		※第3段階 ①	1, 00			000円/日		
• 夕食 689円		689円	※第3段階 ②			1,	300円/日		
			第4段階			1,	910円/日		

注) 居住費・食費の軽減 (1から3段階)を受けるには、市区町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」 が必要となります。

利用者の選択による料金について

1. 特別室料

個 室 2人部屋 (税込) 3,300円/日

(税込) 1,650円/日

2. 教養娯楽費(レクリエ―ション、クラブ活動への参加による活動費)

実費

サービス提供の一環として実施するレクリエーション、クラブ活動や行事のために調達し、 提供する材料(折り紙、セロハンテープ、画用紙、絵具、筆、模造紙、色鉛筆、クレヨン、 ポスターカラー、のり、ガムテープ、紙粘土、粘土用ニス、園芸用土、園芸用種、園芸用肥 料、書道(半紙、墨汁、色画用紙等)に関わる費用—実費額(積算根拠に基づき、別途算定 した額により実施後清算請求)

3. 日用品費

7 2 円/日

(内 訳)

ハンドソープ、ティッシュペーパー、ペーパータオル、ウエットティッシュ

※日用品につきましては、個別提供が可能です。

4. 電気使用料

1,000円/月

テレビ持ち込みの場合…個室のみ

電気毛布

電気あんか

ラジカセ…500円/月

5. 理美容

(希望者のみ)

カット りマーカー カットーカー カーマルー カーマカーマカット 2,300円

1,000円

6,000円

4,000円

3.000円

6,300円

8,300円

6. その他

私物の洗濯代 タオルセットレンタル 私物の洗濯代+タオルセットレンタル 衣類・タオルセット

165円/日

193円/日

336円/日

490円/日

7. 日用品費の個別提供時の料金 18円 × 「希望する品目数」/日 8. 健康診断書等の文書料 3,300円 検査なし診断書(当施設用紙) 8,800円 血液・尿検査診断書 血液・尿・胸部 X 線・心電図検査診断書 16,500円 血液・尿・胸部 X線・心電図・MRSA検査診断書 19,800円 血液検査診断書 5,500円 MRSA検査診断書 3,300円 尿検査診断書 3. 300円 胸部X線検査診断書 6,600円 心電図検査診断書 2, 200円 検便検査診断書 3,850円 7,700円 死亡診断書 情報提供書 1,650円 特定疾患診断書 1,650円

*理美容・私物選択・タオルセットレンタルにつきましては、業者委託となります。